

# 福岡県公報

令和四年十月四日  
第三百三十七号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第三十二号―第三十五号)

○福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

(福祉総務課) ……………一

○水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

(環境保全課) ……………二

○福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

(畜産課) ……………二

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(公園街路課) ……………二

### 再 掲

○福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………三

## 公布された条例のあらまし

○福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

(福祉労働部福祉総務課)

1 民生委員による住民に対するサービスがより適切に行われるようにするため、地域の実情を踏まえて民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和四年十二月一日から施行することとした。

○水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

1 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例 (農林水産部畜産課)

1 家畜伝染病予防法第六条第一項に基づき、豚熱の発生を予防するために実施する家畜防疫員による家畜の注射に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例 (建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内に屋根付広場を整備したことに伴い、その利用料金の上限を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県条例第三十二号

福岡県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

福岡県民生委員の定数を定める条例(平成二十七年福岡県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表直方市の項中「一二九人」を「一三一人」に改め、同表飯塚市の項中「二九七人」を「二九九人」に改め、同表小郡市の項中「一〇〇人」を「一〇四人」に改め、同表筑紫野市の項中「一三四人」を「一四七人」に改め、同表宗像市の項中「一六五人」を「一七〇人」に改め、同表太宰府市の項中「九八人」を「一〇一人」に改め、同表古賀市の項中「八〇人」を「八一人」に改め、同表みやま市の項中「九〇人」を「九二人」に改め、同表糸島市の項中「一七〇人」を「一七四人」に改め、同表那珂川市の項中「六八人」を「七六人」に改め、同表志免町の項中「四九人」を「五〇人」に改め、同表須恵町の項中「三八人」を「四二人」に改め、同表新宮町の項中「三七人」を「一

三八人」に改め、同表水巻町の項中「七七人」を「七九人」に改め、同表岡垣町の項中「七五人」を「七七人」に改め、同表遠賀町の項中「四三人」を「四七人」に改め、同表香春町の項中「二九人」を「三四人」に改める。

附則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十三号

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の備考1中「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二の規定により」及び「指定地域特定施設とみなされた」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十四号

福岡県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県農林水産関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一の項」の下に「、二〇の二の項、二二の項」を加える。  
別表第一の二〇の項の次に次のように加える。

二〇の二	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三条の二第一項の規定に基づく豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事認定獣医師による豚熱予防注射に係る豚熱予防液の交付	豚熱予防液交付手数料	一件につき 七〇円	交付のとき
------	---	------------	--------------	-------

別表第一の二一の項中「（昭和二十六年法律第百六十六号）」を削り、同表二二の項

中

「二 豚丹毒 一件につき 二九〇円  
ホ ニューカッスル病 一件につき 一七〇円」を

「二 豚熱 一件につき 二七〇円

ホ 豚丹毒 一件につき 二九〇円 に改める。

へ ニューカッスル病 一件につき 一七〇円」

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十五号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八筑後広域公園の項を次のように改める。

筑後広域公園					
屋根付広場	多目的広場		多目的運動場		球技場
	一面	全面	全面	全面	全面
	半面	全面	半面	全面	全面
	二時間以内	二時間以内	二時間以内	二時間以内	二時間以内
	六九〇円	三二〇円	六二〇円	一、五六〇円	三、一三〇円 二、〇二〇円 四、〇四〇円

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和四年九月三十日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第三十一号

福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「到達日」という。）の下に「（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第三号に掲げる場合に該当してする育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの  
(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハ及びニを削る。

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情があるときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合） 当該子の一歳六か月到達日

第二条の三第三号中ロをハとし、同号イ中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする法定等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して法定等育児休業をする場合にあっては、当該法定等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して法定等育児休業をする場合にあっては、当該法定等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とする。  
第三条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。